

仕様書（案）

1. 件名 令和7年度 二子玉川公園(帰真園)維持作業(単価契約)
2. 履行場所 世田谷区立二子玉川公園 世田谷区玉川一丁目16番1号
業務の範囲は、別紙2業務対象図を参考とすること。
3. 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 履行内容

(1) 一般事項

- ・この作業にあたっては、別紙「特記仕様書」に定めるものを除くほか、「世田谷区公園維持標準仕様書(令和3年4月)」に基づき行うものとする。標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。標準仕様書のうち、この作業に該当しない項目等については適用しないものとする。

(2) 作業項目

- ・公園内において、別紙「作業予定数量一覧表」に基づき、清掃、ごみ拾い、除草・草刈、柵・側溝清掃、砂場清掃、芝生管理等の作業を行う。また、区の指示書により指定する樹木に対し、樹木剪定・刈込・枯損木処理・除草清掃作業・害虫駆除作業等を行う。作業の詳細については、特記仕様書を参照すること。
- ・作業箇所、作業内容及び実施予定回数については、【様式9】「単価見積書」の記載の予定数量を想定とするが、作業箇所及び実施予定回数等については、区の指示書により変更できるものとする。

(3) 留意事項

①安全管理

- ・作業中は公園利用者・歩行者・道路交通等に十分注意し、事故のないよう安全管理を徹底し、極力、公園利用者および近隣住民の迷惑にならないよう留意すること。特に、緊急時や区の指示書による場合を除いて、早朝・夜間等、極端な時間帯の作業は、行わないこと。なお、倒木処理や風雨等による枝折れなど緊急的な対応が必要となる場合に備えて、連絡体制を整えること。

②安全対策等

- ・樹木剪定時には、枝が落下しても問題ないように、十分な安全範囲を確保すること。落下物が隣接地などに入る可能性がある場合は、隣接地所有者の承諾を得るとともに、シートやネットなどにより、落下物を最小限にするように努めること。
- ・必要に応じた利用者誘導や表示を行うとともに、利用者が迂回できない箇所については、一時的に通行禁止とする等、利用者や通行人等の安全確保を徹底すること。

③発生材の取り扱い

- ・発生材の取り扱いは下記により、いずれも処理状況をマニフェスト・受け入れ証明書等で報告し、担当管理事務所の確認を受けること。また、処理場への搬入の申請・更新・手数料の支払いは、受託者が行うこと。

ア 処分費が作業単価に含まれるもの

- ・除草・草刈及び樹木刈込剪定作業、伐採及び抜根作業等により発生する剪定枝等の発

生材は、作業終了後すみやかに搬出し、許可を受けた適切な処理場にて処分すること。処理場は、原則として清掃工場もしくは再資源化施設とし、若しくは再生資源化を目的とする剪定枝等の積替施設へ運搬することとする。ただし、材質腐朽菌等の発生がある場合は焼却施設とする。なお、必要となる持ち込み手数料は、この作業の契約単価に含まれる。

イ 処分費が作業単価に含まれないもの

- ・処分費が計上されていない契約単価項目の作業に伴い発生した、土砂、コンクリート廃材及びその他混合発生材等については担当管理事務所の指定する区内指定地へ搬入すること。

④通報

- ・作業中、園内の施設や樹木の損傷を発見した場合、または利用者の事故が想定される異常箇所を確認した場合は、速やかに担当管理事務所に連絡すること。

(4) 完了報告書等の作成

- ・受託者は、契約後、作業箇所及び回数等の年間作業予定について、速やかに担当管理事務所と打合せを行い、各作業の指示書に基づく時期・内容を考慮の上、作業概略について予定表を作成すること。
- ・作業は指示書に基づき行い、作業毎に、作業日程(作業予定表)、作業集計表、作業日報、作業実績表、作業記録写真を作成し提出・報告すること。
- ・受託者は、指示された作業を完了する毎に、直ちに完了届を提出しなければならない。

5. 指示の方法等

- ・この契約に基づく、履行の期日、場所および数量については、指示書により、みどり33推進担当部公園緑地課長が行う。作業指示の前に、事前に現地踏査を行い、担当管理事務所と打ち合わせを行うものとする。指示書は、原則として、各履行開始月の前月末日までに発行する。ただし、4月については契約後速やかに指示する。なお、各指示書に基づく受託金額は、本委託契約書の単価表に記載のある各作業の単価を用いて、個別作業ごとに世田谷区が積算した金額とする。

6. 支払方法

- ・指示書毎の作業実績により、検査合格後、請求に基づき支払う。

7. 再委託の届出

- ・あらかじめ、みどり33推進担当部公園緑地課長の承諾を受けた業務以外は、再委託してはならない。
- ・業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託承諾願い並びに再委託の相手方の商号または名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面をみどり33推進担当部公園緑地課長へ提出し、承諾を得ること。

8. 取得情報の取り扱い

- ・受託者は、この契約により直接または間接に知り得た取得情報(区の作業指示内容の一環として知り得た個人名および連絡先等。作業中に寄せられた区民要望・苦情などの依頼者情報。忘れ物・落し物・放置物・落書き等により知り得る個人に関する情報など)を第三者に漏らしてはならない。また区が指定する目的以外に、これらの取得情報を使用、または、第三者に提供してはならない。

- ・個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項(別紙1)も遵守すること。

9. その他

(1) 作業車両及び作業員

- ・作業車両には、業者名の表示をすること。
- ・作業員は、業者名を明記したゼッケン等を着用の上、作業にあたること。

(2) 定めのない事項

- ・その他、この仕様書に定めのない事項は、担当管理事務所と協議し、定めること。

(3) 履行評価に関する特記事項

- ・この契約が履行評価制度の対象となった場合、区は、世田谷区業務委託契約履行評価要綱に基づき、契約期間内において受託者の履行状況を定期又は随時に評価し、成績が不良と認めるときは、この契約を解除することができる。なお、対象となる場合の区からの告知は、この契約の入札公告時の説明書において行う。

10. 担当係

- ・みどり33推進担当部公園緑地課玉川公園管理事務所
電 話: 03-3704-4972
FAX: 03-5706-1361

特記仕様書1(清掃作業・除草作業・草刈作業・芝生管理等にかかる事項)

1. 清掃・ごみ拾い・池・せせらぎ清掃作業について

(1) 一般事項

- ・作業については『世田谷区公園維持標準仕様書(令和3年4月)』の清掃・ごみ拾いを準用する。

(2) 清掃・ごみ拾いについて

- ・ごみ拾い作業は、園路、園地、植栽ます、くずかご及びその周辺の紙くず、空き缶、空きビン、生ごみ類、小枝等の美観を損なうごみ類を拾い集め、分別すること。
- ・清掃、ごみ拾いの際は、植栽地内のごみ等(糞など汚物を含む)も取り除くこと。(ブローアは、原則として使用しない。必要がある場合は必ず担当管理事務所と事前に協議すること。)
- ・園内の豆砂利、砂等が道路歩道に散乱している場合は、園内に戻し均一に敷き均すこと。同様に、ごみ、落ち葉等についても清掃を行うこと。
- ・公園等が接する道路・歩道に園内の土、砂等が流失・散乱している場合は、園内に戻し均一に敷き均すこと。同様にごみ、花びら、ジク・ガク及び落ち葉等についても清掃を行うこと。
- ・通常の清掃作業に含まれる砂場清掃は、ごみ、汚物、空き缶等を取り除いた後、砂をほうき、熊手などにより均一にならすこと。また砂場の汚れ状況を作業日報に記入し、中や周辺に汚物があつた場合は取り除き、必ず日報等でその内容を報告すること。

(3) 日本庭園内池・せせらぎ清掃について

- ・池・せせらぎ内のごみ・枝・落ち葉を拾うとともに、ガラス片・空き缶・空きビンなど危険物の除去を行う。流末等に設置されたごみ除け金物等は、ごみ・落ち葉、藻類等が堆積しやすいので、循環ポンプを停止した後、水中から引き上げて特に丁寧に清掃すること。(区指定箇所集積)

(4) 清掃作業により発生するごみの集積について

- ・清掃作業により発生するごみは、一般廃棄物(可燃物・不燃物)・資源ごみ(飲料缶・ビン、ペットボトル)、産業廃棄物に分別した後、速やかに担当管理事務所が指定する箇所へ集積する。一般廃棄物(不燃物)とは、公園清掃により発生したプラスチック製容器(飲食物用)、発泡スチロール製容器(飲食物用)、ビニール製容器(飲食物用)、食品付属物とする。
- ・産業廃棄物とは、上記の一般廃棄物(不燃物)を除いた焼却処分ができない、公園清掃により発生した廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類とする。
- ・一般廃棄物(可燃物)とは、上記の一般廃棄物(不燃物)、資源ごみ、産業廃棄物を除いた焼却処理可能な一般廃棄物とする。
- ・なお、集積に当たり使用する袋は、透明もしくは半透明で中身が見えるものを使用すること。資源ごみとは、公園等の清掃により発生した空き缶類(アルミ缶及びスチール缶)、ガラスビン、ペットボトル等、再生利用が可能なものとする。資源ごみは、内容物を取り除き、指定された容器に入れる。なお、ペットボトルはキャップを外し、集積すること。
- ・指定したごみ集積場所は、常時清潔に保つよう心掛け、ごみの散乱、悪臭などが無いように注意すること。
- ・粗大ごみが捨てられている場合は、直ちに担当管理事務所へ報告すること。

2. 除草・草刈作業について

(1) 一般事項

- ・作業については「世田谷区公園維持標準仕様書(令和3年4月)」の除草、草刈を準用する。

(2) 除草・草刈りについて

- ・除草・草刈の作業は、原則として、種が落ちる前に実施するよう指示書により指示する。(5月末、7月末、9月末頃)
- ・除草作業は既存植物を傷めないように、除草フォーク等を用いて、根ごと取り除くこと。
- ・除草の際は、実生も抜き取ること。
- ・高さ2m程度までのつる植物についても除去すること。
- ・平板舗装、ブロック舗装等の目地についても除草を行うこと。
- ・草刈の作業を行う際は、以下の①②③に留意して実施すること。
 - ①機械による作業が利用者に危険を与えないよう十分な安全範囲を確保する。
 - ②作業場所が道路に面している箇所、住宅や駐車車両に隣接している、または利用者がいる場合などはシート等でカバーし、石が飛ばないように処置を行う。
 - ③必要に応じて利用者誘導や案内表示を行うと共に、利用者が迂回できない箇所については、一時的に通行禁止をするなどして、利用者や通行人等の安全確保を徹底すること。

3. 砂場の表層清掃・砂補充作業について(通常の清掃作業とは別に行う。)

- ・砂場内の砂表面の汚物(犬、猫のフン)、危険物(ガラス類)及びその他のごみをすべて除去清掃する。その後、表層(20cm内外)をスコップ・レーキ等で耕耘し、前記の汚物等を再度除去し、清掃すること。
- ・砂場内の汚物は、すべて除去清掃し、区の指定箇所へ集積する。
- ・指示書に基づき、表層20～25cm内外を掘り取り、砂をふるいにかけること。
- ・指示書に基づき、消毒剤(区より支給)の散布を行うこと。
- ・砂の補充は、砂場内の砂表面の汚物等を除去したうえで、砂場に補充すること。

4. 柵清掃・側溝清掃・公園及び広場等の周辺道路部清掃について

- ・柵・側溝において、ごみ・落ち葉・土砂等の流れ込みにより、機能を失っているものについて、堆積している土砂等の不要物を取り除き清掃し、機能を回復させる。なお、柵蓋、パンチングメタル、ごみ除けフィルター、グレーチング蓋の清掃も含む。
- ・柵・側溝の清掃に伴い発生する土砂は、落ち葉やごみなどを取り除いた後、担当管理事務所と相談の上、区の指定する清掃発生土集積場所へ搬入すること。
- ・樹木落葉期などに、公園周辺等の落ち葉清掃を指示書により指示する場合がある。落ち葉については、玉川野毛町公園内集積所へ持ち込むこと。

5. 灌水作業について

- ・長期にわたって降雨に恵まれず、必要が認められる時には、灌水作業を指示書により指示する場合がある。灌水時間は日中の暑い時間はさげ、担当管理事務所の指定に従うこと。用水については、担当管理事務所の指定する場所から給水すること。現地散水栓、または、利用できる水がある場合は、これを利用し灌水作業を行う。
- ・灌水にあたっては、1㎡当たり10ℓから20ℓを標準とし、金属棒などの用具を用いて地面を突き、地中深く水を浸透させるよう行うこと。取水回数、灌水量または灌水面積の記録を提出し、担当管理事務所の確認を受けること。

6. 芝生管理作業について

(1) 一般事項

- ・作業については「世田谷区公園維持標準仕様書(令和3年4月)」の芝生管理を準用する。
- ・芝生管理作業において、芝刈り・除草・施肥・目土かけ・エアレーション・芝補植・芝張替えの作業を行う。

(2) 芝生刈込作業について

- ・芝刈の作業を行う際は、作業前に散水するなど、ホコリの防止に努めること。また、以下の①②③に留意して実施すること。

- ①機械による作業が利用者に危険を与えないよう十分な安全範囲を確保する。
- ②作業場所が道路に面している箇所、住宅や駐車車両に隣接している、または利用者がいる場合などはシート等でカバーし、石が飛ばないように処置を行う。
- ③必要に応じて利用者誘導や案内表示を行うと共に、利用者が迂回できない箇所については、一時的に通行禁止をするなどして、利用者や通行人等の安全確保を徹底すること。

(3) 芝生草取り作業について

- ・草取り作業は除草フォーク等を使用し、人力で作業すること。
- ・除草の際は、実生も抜き取ること。

(4) 芝生施肥作業について

- ・肥料、畑土の使用量は次のとおりとする。
- ・肥料：普通化成は、(N:P:K=6:4:3) 10kg/a
- ・目土：山砂は0.5m³/a(厚さ5mm)を標準に、別途指示書により指示する。

(5) 芝生補植作業について

- ・芝生の生育状況により、芝欠損箇所において、芝補植を実施する。
- ・芝補植を実施した場合、芝が活着するまで、ロープ・柵・等を使い、一定期間養生すること。資材は原則として受託者が用意する。養生後は区の指示書に基づき撤去すること。
- ・芝補植に用いる土は、担当管理事務所の指定により、畑土又は現場発生土とする。
- ・芝補植作業は、芝生が剥がされないよう適宜、芝串を施すこと。芝串を使用した場合は、取り外し忘れのないよう注意すること。

(6) 芝生張替え作業(土壌改良含)について

- ・既存の芝を漉き取った後、山砂を敷き均し、基礎地盤を含めて耕耘(10cm)する。その後、山砂・クンタンを混入・転圧(5cm)した後、ロール芝張りを行う。芝張り後、目土かけを行う。山砂・クンタンの使用量は次のとおりとする。 山砂:15m³/a クンタン:1100ℓ/a

7. 公園内補助作業における補助対応作業について

- ・指示書に基づき、各契約単価項目作業の履行に派生する補助作業(植栽地管理作業に伴う簡易な移植、実生木や折れ枝の撤去、支柱の緩み直し、樹木名板の撤去、植樹柵内の整地またはこれらと同等の作業)を行う。
- ・これらの作業にともなう発生材は、玉川野毛町公園内ごみ・廃棄物集積所へ搬入する。分別方法については、1-(4)清掃作業により発生するごみの集積と同様に取り扱うものとする。
- ・作業内容及び作業時間の確認できる作業記録を提出し、担当管理事務所の確認を受けること。

特記仕様書2(樹木刈込み剪定等(日本庭園内を除く)にかかる事項)

1. 樹木剪定、刈込みについて

(1) 一般事項

- ・作業については、「世田谷区公園維持標準仕様書(令和3年4月)」に基づき、行うものとする。

(2) 樹木剪定、刈込みについて

- ・剪定、刈込みは、花芽分化の時期や花や実の見頃の時期は避けて行うこと。
- ・機械刈の刈込みであっても、表面に出ている枯枝・太枝等は、剪定鋏にて除去・切戻しをすること。
- ・ヤゴ(ヒコバエ)取りを実施する位置については、担当管理事務所と協議のうえ、決定すること。

2. 剪定作業について

- ・剪定作業は、常緑樹・針葉樹・落葉樹に分類されているが、作業の難易度により、植物学上の分類と異なる項目により指定する場合がある(イチョウ・ヒマラヤスギ・メタセコイア・サワラ・アカマツ・クロマツなど)。
- ・担当管理事務所と協議のうえ、作業を進めること。

3. 関連する維持管理作業について

(1) 障害となる樹木や枯れ木について

- ・障害となる樹木や枯れ木については、伐採および抜根作業を指示書により指示する場合がある。
- ・発生材については、仕様書 4. (3) - ③と同様とすること。
- ・樹木等撤去後の穴は、黒土・植込地用土等を用いて危険のないよう完全に埋め戻すこと。

4. 病虫害防除作業について

(1) 薬剤防除

- ・植物の病虫害防除のため、薬剤散布を行う。

①使用する薬剤について

- ・使用する薬剤は、症状に効果的でかつ、農薬取締法等の農薬関連法規で、その使用が認められているものを使用すること。(原則として、有機リン系以外のものを使用すること。)
- ・なお、使用する薬剤については、散布作業前に担当管理事務所と協議して決めること。
- ・使用薬剤を作業概要書に記入すること。また、使用上の注意を厳守して作業を行うこと。また、これらの法規および製造者等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守すること。

②事前周知について

- ・周辺住民に対して、事前に、散布の目的、日時、使用薬剤の種類について十分周知すること。
- ・散布作業に入る際には、担当管理事務所へ事前に連絡を行うこと。
- ・薬剤散布は、必要最小限の区域とし、無風または風の弱いときに行うなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

③散布作業時について

- ・散布作業時には、事前に公園、道路利用者に看板等で掲示し、周知することにより、散布区域内に散布業者以外の者が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。
- ・散布作業にあたり、公園利用者、歩行者や道路交通に充分注意し、危険のないよう行うこと。
- ・特に散布区域の近隣に学校や通学路等があり、散布時に子供の通行が予想される場合には、当該学校や子供の保護者等に対する周知および子供の健康被害防止について徹底すること。
- ・薬剤記録簿の提出について
- ・薬剤使用者は、薬剤を使用した年月日、場所および対象植物等、使用した薬剤の種類または名称並びに使用した薬剤の単位面積当たりの使用量または希釈倍率について記録簿を作成し、提出すること。また、3年間保管すること。

(2) 剪定防除

- ・剪定防除は、害虫が幼齢期に葉に密生している場合や病害葉をその葉ごと切り取る作業とする。この密生している部分を1箇所とする。

(3) 樹幹打ち込み

- ・害虫の発生が予想される樹木に対し、事前に幹にカプセル状の薬剤を打ち込む。薬剤は、地上15 cm 程度の幹周囲に10 cm 間隔を目安に打ち込み、ドリルで径9~11 mm 深さ3 cm 程度の穴をあけ、幹周囲に10 cm 間隔を目安にハンマー等を用いて打ち込む。打ち込み後は、樹皮の保護養生のため、癒合剤を注入し穴をふさいでおくこと。詳細は、使用薬剤の製造者の取り扱い方法を遵守して作業を進めること。この薬剤を使用できる樹木は、地上15 cm における幹直径が10 cm 以上のものとし、樹勢の弱っているものや、極端な老木への使用はしないようにすること。樹木の性質によっては癒合剤を使用しなくてもよいものとする。

(4) マツ枯れの防止

公園内の指定するマツについて、マツ枯れ防止剤を樹幹に注入する。マツ枯れ防止剤は、(株)ニッソーグリーン取扱のグリーンガードNEO相当品を使用する。樹幹への注入位置は地際から50 cm から1m程度とするほか、注入方法の詳細は、薬剤製造者の指定する適正な方法にて実施する。薬剤注入作業は、専門的な知識と経験のあるものが行うこと。作業の実施記録を対象樹木毎に作成し、記録写真と一緒に、担当管理事務所に報告する。なお、作業で発生した空容器等は、法令に基づき、受託者が適正に搬出処分する。

(5) ナラ枯れの予防

公園内の指定するナラ類について、ナラ枯れ予防剤を樹幹に注入する。ナラ枯れ予防剤はサンケイ化学(株)取扱のウッドキングDASH相当品を使用する。樹幹への注入位置は地際から20 cm 程度とするほか、注入方法の詳細は、薬剤製造者の指定する適正な方法にて実施する。薬剤注入作業は、専門的な知識と経験のあるものが行うこと。作業の実施記録を対象樹木毎に作成し、記録写真と一緒に、担当管理事務所に報告する。なお、作業で発生した空容器等は、法令に基づき、受託者が適正に搬出処分する。

5. 地拵え作業について

- ・樹木・地被植物等、植物材料の植付けに先立ち、地拵え作業を実施する。植物生育に支障のある、コンクリート塊などは、できるだけ拾い上げ、発生材は受託者処分とする。

6. 客土作業について

- ・客土作業管理植栽地において生育土壌に不足が生じた場合、良質な黒土(雑草を抑制する場合は赤土)を補充する。

7. 土壌改良作業について

- ・土壌改良材の混入作業及び方法は、原則公園維持標準仕様書の元肥の項目に準ずるものとする。作業は、植栽土壌の状況に応じて指示書に基づき実施する。
- ・土壌改良材は、(バーク堆肥:有機肥料=5:1)6kg/m²を標準とする。

8. 中低木植付けについて

- ・ツツジ類もしくはこれと同等品以上の植物材料を調達し、植付けの作業を行う。なお樹種については、想定した品種と形状寸法にかかわらず、同価の物に変更できるものとする。樹高200 cm 程度の植付けについては、単独の物は、添え柱程度、連続している物については、布掛け程度の支柱を必要に応じて取り付けること。

9. 地被類及び湿性植物等の植付けについて

- ・通常公園・街路樹等に見られる一般的な植物材料による植付けとし、鉢の大きさは、9.0～12.0cm のものを標準とする。植付ける植物の種類、数量については現設計・生育状況・景観・デザイン性・指示数量を考慮しながら計画し担当管理事務所の承認を受け、指示書に基づき実施する。
- ・植付けは、決定した数量を密度にむらのないよう、しっかりと植付ける。植付け後は灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直しをする。
- ・植物材料の種類は、下記のを標準とするが、担当管理事務所と打合せの上、指定した品種と同価のものに変更できるものとする。

※標準的な植物材料例

- ・キチジョウソウ・コグマザサ・シャガ・セキショウ・ヒペリカムカリシナム・クサソテツ・ヤブコウジ・リュウノヒゲ・スイセン・ツワブキ・ヒガンバナ・フッキソウ・ホトギス・ヤブラン・ユキノシタなど。

10. 高木植付け

- ・必要に応じて指示書に基づき、樹高3 m～4 m、幹周15 cm～25 cm 程度のサクラ類、シラカシ・ハナミズキもしくはこれと同等品以上の植物材料の植付けの作業を行う。なお樹種については、想定した品種と形状寸法にかかわらず、同価の物に変更できるものとする。植付けについては、二脚鳥居(添木無し)程度の支柱を必要に応じて取り付けること。

11. 補植作業について

- ・公園等植込地の樹木欠損箇所において、中高木・低木類の補植を行う。補植樹木、樹種、形状寸法、数量、補植箇所は、区の指定による。補植樹種は、枯補償の対象とする。
- ・詳細は、「東京都土木工事標準仕様書(令和4年4月) 第4章4節 植栽工事」を参照すること。その場合、請負者を受託者に、東京都を世田谷区に読み替えること。

特記仕様書3(日本庭園の樹木、地被植物、植栽地の管理にかかる事項)

1. 日本庭園の管理について

(1) 日本庭園の管理方針について

- ・二子玉川公園の日本庭園は、区民による文化活動の中心的な役割を担う場所として計画され、日本の空間文化を受け継ぎ未来へ伝承するよう『日本の空間文化の創造と伝承』をコンセプトとして形づくられている。
- ・二子玉川公園日本庭園の維持管理は、区が示す日本庭園の管理運営方針に基づき、取り組むこととする。また、日本庭園の作庭意図を伝承するため、ビューポイントを設定し、空間の階層に応じた適切な維持管理を行うこととする。
- ・日本庭園の管理、運営にあたっては、専門家をはじめ二子玉川ビジターセンター、担当管理事務所が連携し、定期的に意見交換、情報共有を図りながら管理方針等を踏まえ実施していくこととする。
- ・日本庭園の普及啓発や利活用を促進する事業を担当管理事務所、二子玉川ビジターセンターで進めることとしている。維持管理作業等においてもできる範囲で協力すること。具体的な内容については、担当管理事務所との協議による。

(3) 大学等による調査研究への協力について

- ・日本庭園のコンセプトである「空間文化の創造と伝承」に基づき、整備の段階から区内大学研究室と協力しての定点観測等の調査を進めており、維持管理作業についても調査研究等にできる範囲で協力すること。具体的な内容については、担当管理事務所との協議による。

2. 日本庭園の樹木・地被植物の管理作業について

(1) 一般事項

- ・日本庭園の樹木管理作業については、「世田谷区公園維持標準仕様書(令和3年4月)」に基づき行うものとするが、日本庭園という特別な造園空間であることから、日本庭園に即した維持管理を行うこと。
- ・二子玉川公園の日本庭園の成り立ちや作庭意図、また将来像を踏まえた管理方針を把握し、それらの実現へ向けて樹木、地被植物の管理作業を行う。そのため、特に植栽管理については、担当管理事務所と十分打合せをしながら、管理計画を立て、事前に担当管理事務所の承認を得ること。
- ・日本庭園内の植物管理作業は、日本庭園の休園日(毎週火曜日予定)に実施することを基本とし、なるべく来園者の支障とならないよう配慮して実施すること。
- ・必要に応じて利用者誘導や案内表示を行うと伴に、利用者や通行人等の安全確保を徹底すること。尚、日本庭園内の園路は狭い状況ではあることから、資器材などを置く場所や安全管理に留意して作業を行うこと。

(2) 日本庭園作庭家との打合せの実施について

- ・作業にあたっては、担当管理事務所及び日本庭園作庭家、必要に応じて二子玉川ビジターセンターと打合せを行うこと。

(3) 作業の実施体制について

- ・作業の実施体制として、有資格者(造園技能士1級以上)を現場担当者とし、有資格者の指導のもと業務を履行すること。

(4) 樹木剪定、刈込みについて

- ・剪定、刈込みは、花芽分化の時期や花や実の見頃の時期は避けて行うこと。

- ・機械刈の刈込みであっても、表面に出ている枯枝・太枝等は、剪定鋏にて除去・切戻しをすること。
- ・ヤゴ(ヒコバエ)取りを実施する位置については、担当管理事務所と協議のうえ、決定すること。

3. 剪定作業

- ・剪定作業は、常緑樹・針葉樹・落葉樹に分類されているが、作業の難易度により、植物学上の分類と異なる項目により指定する場合がある(イチョウ・ヒマラヤスギ・メタセコイア・サワラ・アカマツ・クロマツなど)。
- ・担当管理事務所と協議のうえ、作業を進めること。

(1) 高木剪定

- ・高木の剪定については、日本庭園の風致に即した剪定とすること。特に日本庭園の役木については、個々の役割を果たす剪定を実施すること。
- ・剪定作業にあたっては、作業周辺の草本や地被植物などを傷めないような養生を施すなど、留意しながら作業すること。

(2) マツ手入れ

① マツ ミドリ摘み

- ・マツの自然樹形を保つため、新芽が数本立ち上がってくるのを取り除くこと(春季に実施)。

② マツ もみ上げ

- ・マツの下枝への日当たりを良くするために、枯れ残っている古い葉を手でしごき取ること。必要に応じて不要枝を透かし剪定を行うこと(秋季に実施)。

(3) 中低木剪定

- ・低木の刈込みについては、日本庭園の風致に即した自然樹形に仕立てること。特に日本庭園の役木については、個々の役割を果たす剪定を実施すること。

4. 日本庭園維持作業について

- ・日本庭園を常に美しい状態を保つため、定期作業でまかないきれないきめ細かな作業や巡回点検を実施するため、適切な技術を有する作業員に日本庭園維持作業を行わせること。
- ・主な作業は、巡回点検、枯葉の除去、花柄摘みなどの作業で、利用者の安全の確保を優先して行うこと。また、担当管理事務所と十分に協議・確認の上で作業を実施すること。
- ・この作業に関しては、日本庭園への造詣の深い熟練した作業員を配置すること。
- ・作業は4月～12月については1週間に1日程度、1月～3月については2週間に1日程度を予定している。

5. 関連する維持管理作業について

(1) 障害となる樹木や枯れ木について

- ・障害となる樹木や枯れ木については、伐採および抜根作業を指示書により指示する場合がある。
- ・発生材については、仕様書 4. (3) - ③と同様とすること。
- ・樹木等撤去後の穴は、黒土・植込地用土等を用いて危険のないよう完全に埋め戻すこと。

6. 病虫害防除作業について

(1) 薬剤防除

特記仕様書2 4. (1)と同様とする。

(2) 剪定防除

特記仕様書2 4. (2)と同様とする。

(3) 樹幹打ち込み

特記仕様書2 4. (3)と同様とする。

7. 除草・草刈について

- ・除草・草刈の作業は、人力手刈りで作業(選択除草)することとし、原則として種が落ちる前に実施するよう指示書により指示する。(5月末、7月末、9月末頃)
- ・平板舗装、ブロック舗装等の目地についても除草を行うこと。

8. 芝生管理について

特記仕様書1 6. と同様とする。ただし、芝生刈込作業は人力手刈りでを行い、他の樹木や草本、地被植物や施設を傷つけないよう十分注意すること。

9. 中低木植付けについて

特記仕様書2 8. と同様とする。

10. 地被類及び湿性植物等の植付けについて

特記仕様書2 9. と同様とする。

11. コケの植付け

- ・日本庭園内のコケ類植込地の欠損箇所において、コケ類(スナゴケ、ハイゴケ程度)の補植を行う。
- ・植付ける植物の種類、数量については現設計・生育状況・景観・デザイン性・指示数量を考慮しながら計画し担当管理事務所の承認を受け、指示書に基づき実施する。
- ・詳細は、「東京都土木工事標準仕様書(令和4年4月) 第4章4節 植栽工事」を参照すること。その場合、請負者を受託者に、東京都を世田谷区に読み替えること。
- ・植付けは、決定した数量を密度にむらのないよう、しっかりと植付ける。植付け後は灌水し、傾いたり、根が浮き上がったなど、植付けが確実にないものは植え直しをする。

12. 補植作業について

特記仕様書2 11. と同様とする。

特記仕様書4(日本庭園の水景設備の点検・清掃等にかかる事項)

1. 履行目的

公園内の水景設備等が正常に作動するように、点検・清掃・動作確認及び調整等の作業を行う。作業の詳細は、「5. 履行内容詳細」及び別紙3「履行箇所及び履行回数一覧表」のとおり。

2. 予定表及び完了報告書等の作成

- (1) 受託者は、契約後ただちに担当管理事務所と年間作業計画の打ち合わせを行い、年間作業予定表を作成して担当課へ提出し、承認を得ること。作業予定を変更したい場合は、速やかに担当管理事務所へ連絡し、承認を得ること。
- (2) 作業にあたっては月別の作業予定表を作成し、必ず前月末日までに担当課へ提出し承認を得ること。
- (3) 作業終了後は、作業実績表、点検報告書、作業記録写真等、履行内容詳細に定める書類を提出し、報告すること。(ただし、緊急性のある内容については随時、担当課まで報告すること)。
- (4) 受託者は、毎月の業務を完了するごとに、直ちに完了届を提出しなければならない。
- (5) 受託者は、契約履行回数を基準に、実施済み回数、未履行回数など、履行状況を常に把握し、担当管理事務所の求めに応じ、報告すること。

3. 水景施設の不具合等による緊急対応

水景施設の破損や不具合により、緊急に施設の点検作業を依頼する場合がある。そのため、受託者は、あらかじめ緊急連絡先を明記した緊急対応体制を明記した書面を提出し、緊急時に対応できる体制を整えておくこと。

4. その他

- (1) 作業中、園内の施設や樹木の損傷を発見した場合、または利用者の事故が想定される異常箇所を確認した場合は、速やかに担当課へ連絡すること。
- (2) この仕様書の定めのない事項、その他疑義については、担当課と協議のうえ、定めることとする。

5. 履行内容の詳細

公園広場等の水景設備(自動散水装置及び噴水設備、流れ、循環・給排水設備等)が正常に作動し、これら水景施設の機能を適切に維持するため、水景設備の点検・清掃・動作確認・調整及び残留塩素数値の測定と記録等の業務を行う。

(1) 点検作業

履行対象の水景施設を、年間を通じて定期的に点検保守管理作業を行う。点検時には、個々の施設が正常に作動するよう、機器の調整を行うこと。また、緊急時には担当課の連絡により、応急処置や施設運転の復旧作業を行うこと。

① 自動散水装置の点検調整

- ・電気設備: モーター、ケーブル、制御盤、電極棒等
- ・散水設備: ポンプ、バルブ、ノズル等

② 噴水設備の点検調整

- ・電気設備: モーター、ケーブル、制御盤、ハンドホール、電極棒等

- ・噴水設備:ノズル、配管、バルブ、オーバーフロー管、ストレーナー、排水柵及び側溝・自動給水装置・ポンプ・パッキン等
- ③循環・排水設備の点検調整
 - ・電気設備:モーター・ケーブル・制御盤・ハンドホール・電極棒等
 - ・循環・排水設備:循環、排水パイプ・ポンプ・排水柵及び側溝等
 - ・濾過設備:モーター、ケーブル、制御盤、ポンプ等
- ④塩素滅菌装置
 - ・滅菌材装置:モーター、注入パイプ、塩素タンク等
- ⑤その他、水景施設に関連する設備

(2)点検作業報告書の作成

設備の点検作業は下記の項目について、作業対象施設ごとに報告書により報告し、担当管理事務所の確認を受けるものとする。

- ①絶縁抵抗の測定
- ②接地抵抗の測定
- ③漏電ブレーカーのテストボタンによる試験
- ④その他作動テスト(動力機器等を含む)
- ⑤電流値・電圧値の記録
- ⑥機器の写真、噴水の姿写真
- ⑦履行した水景施設を洗浄している前中後の写真及び点検状況の写真
- ⑧その他既存設備の範囲内でとくに担当管理事務所の指定したもの

(3)滅菌装置の点検調整

- ①滅菌装置：滅菌材の材料の残量点検、補充（受託者が購入する）
補充する滅菌材は、次亜塩素酸ナトリウム12%溶液とする。受託者は、装置が正常に作動するように、タンクが空にならないよう補充すること。なお、管理者の判断により停止させている装置については、補充しなくてもよいこととする。
- ②滅菌装置：圧力式セラミックろ過機及びろ材の点検（二子玉川公園）

(4)噴水及び池・流れ等の清掃

- ①既存施設を損傷する恐れのあるものを除いて高圧水による洗浄とし、水の入れ替えを行う。池底や護岸・景石等に付着しているコケ、水垢等については、観賞目的のものを除いて、確実に取り除くこと。特に汚れのひどいものは、洗剤や薬品（無害なものとし、個々の使用方法を遵守すること）を使用し、取り除くこと。
- ②関連する排水施設（排水柵・横断溝・スクリーン・目皿・オーバーフロー管・排水口・排水弁など）について洗浄すること。
- ③関連する給水施設（循環水吐出口・補給水口・給水弁など）について洗浄すること。
- ④池・流れに生物が生育している場合は、生物に配慮して清掃作業を行うこと。清掃時に水を抜くなど生物が生育できない状況が生じる場合は、一時捕獲して容器などに移して保護し、作業終了後、元に戻すこと。
- ⑤貯水槽・ポンプピットなどに堆積した泥土を取り除き全体を洗浄すること。
- ⑥湧水や設備の不具合により水が循環していない場合は、高圧水により、池流れ全体を洗浄して、目立つ草は除草すること。

(5)簡易清掃（帰真園において定期保守管理を実施しない月に実施すること）

水は抜かないで、池・流れのごみを取り除くこと。取水口、スクリーン、目皿の清掃を行うこと。

(6)清掃作業により発生するごみの集積について

- ①清掃作業により生じた、池・流れ・噴水等に見られる浮遊物、沈んでいる『ごみ』などについては、一般廃棄物(可燃物・不燃物)、資源ごみ(飲料缶・ビン・ペットボトル)、産業廃棄物に分別した後、速やかに担当管理事務所が指定する場所へ集積する。
- ②一般廃棄物(不燃物)とは、公園利用より発生したプラスチック製容器(飲食物用)、発泡スチロール製容器(飲食物用)、ビニール製容器(飲食物用)食品付属物とする。
- ③産業廃棄物とは、公園利用により生じた上記一般廃棄物(不燃物)を除いた焼却処分ができない廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類とする。
- ④一般廃棄物(可燃物)とは、上記の一般廃棄物(不燃物)、資源ごみ、産業廃棄物を除いた焼却処理可能な一般廃棄物とする。なお、集積にあたり使用する袋は、透明もしくは半透明で中身が見えるものを使用すること。
- ⑤資源ごみとは、公園利用により発生した空き缶類(アルミ缶及びスチール缶)、ガラスびん・ペットボトル等、再生利用が可能なものとする。資源ごみは内容物を取り除き、指定した容器に入れる。

(7)留意事項

- ①作業後、施設が正常に作動するか、必ず確認すること。タイマーの時間がずれていたり、動作スイッチを入れ忘れていたりしないよう注意すること。また、排水バルブ等が確実に閉まっているかなど、必ず確認し、漏水することのないよう注意すること。
- ②水景施設の破損や不具合により、緊急に施設の点検作業を依頼する場合がある。このような緊急時には、応急処置や危険物の取り除き、施設運転の復旧作業を行うこと。
- ③受託期間終了時に、次年度への申し送りとして、各機器の状況・早急に改善すべき異常箇所、設備運転の特徴などをとりまとめて、引継ぎを行うこと。

6. 二子玉川公園帰真園（流れ・池）について

自立制御盤・電極・ポンプ、バルブ類・ポンプピット・濾過機・吐出口・給排水装置等で構成されている。

流れ・池の規模が大きいので、洗浄作業等、作業漏れのないよう、すみずみまで注意して行うこと。ポンプピット内や、ポンプの下、流入口など、汚れが溜まりやすい部分は特に丁寧に除去すること。石組み、縁石、洗い出し部分、など既設構造物を損傷させないように、注意すること。ろ材は経年劣化するものであるため、状態を確認し、交換を要する時期を特定すること。

なお、池の洗浄のさい、池の石に混ざっている清水邸下部の小石を取り除き、清水邸下部にもどすこと。

開園時間：3月から10月 9：00～17：00

11月から2月 9：00～16：30

毎週火曜日は休園日

定期保守管理、全体保守管理は基本的に休園日である火曜日に行うこと。

帰真園の池に生息する生物に配慮するため、担当管理事務所及び二子玉川公園ビジターセンターと協議し、2月～5月の間は定期保守管理と全体保守管理の実施を避けること。

個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

(秘密保持義務)

- 1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(書面主義の原則)

- 2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

- 3 受託者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を委託者に提出しなければならない。
 - (1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準
 - (2) 以下の内容を含む従事者名簿
 - ① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割
 - ② 委託業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所
 - ③ 緊急連絡先一覧
 - (3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書

(再委託の禁止)

- 4 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 5 受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 6 受託者は、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- 7 委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は委託者へ提出しなければならない。

(安全管理措置の実施)

- 8 受託者は、委託業務において、委託者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。
- 9 受託者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計

画的に実施しなければならない。

- 10 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。

（委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

- 11 受託者は、委託業務が終了したときは、直ちに、委託業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。

（委託業務の報告）

- 12 受託者は、委託者に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

（監査、施設への立入検査の受入れ）

- 13 受託者は、委託者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。
- 14 受託者は、委託者が必要とする場合は、業務執行場所へ委託者の職員の立入りを認めるものとする。

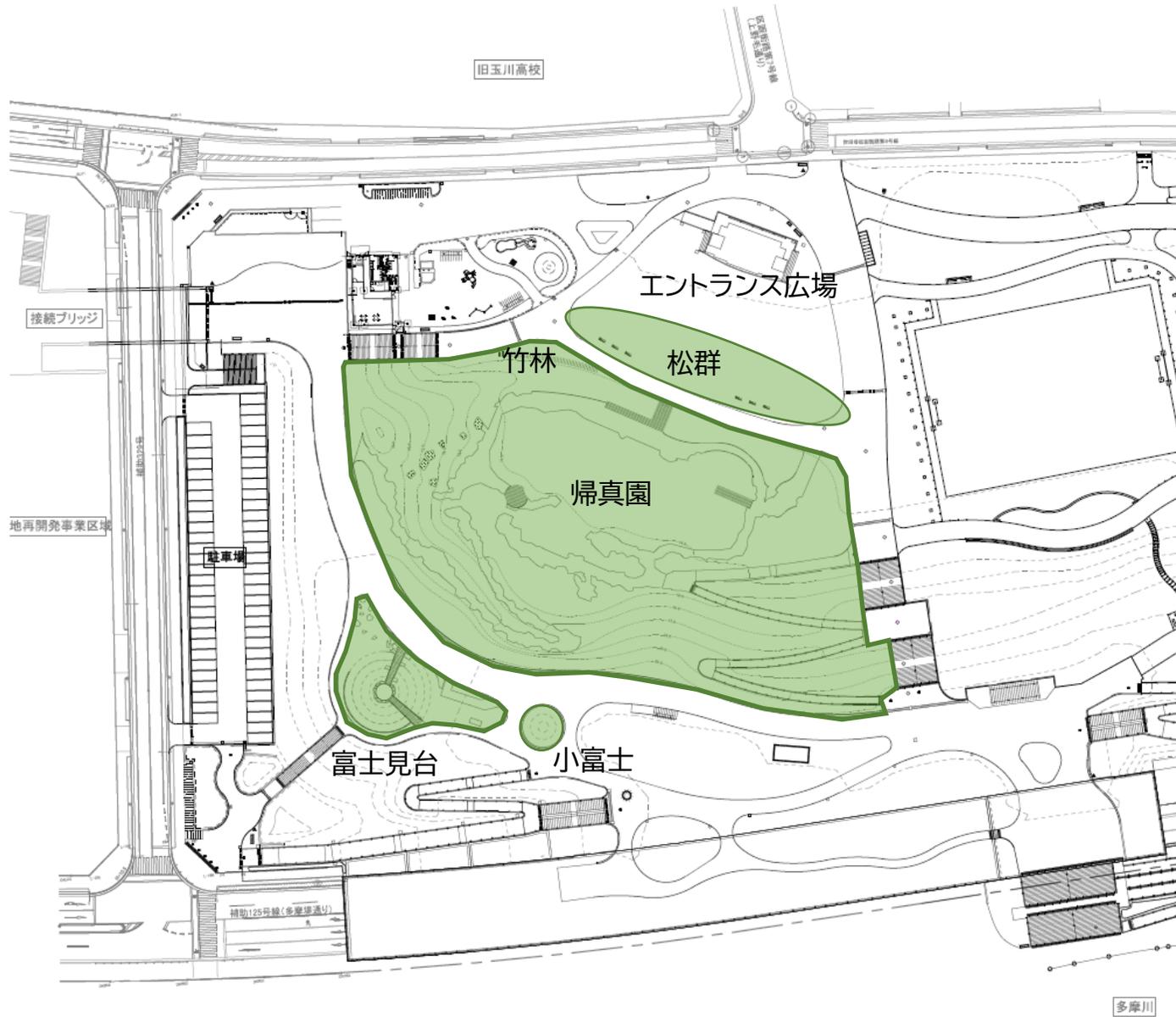
（個人情報の漏えい等の対応）

- 15 受託者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

- 16 受託者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、委託者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、委託者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

世田谷区立二子玉川公園(帰真園)維持作業(単価契約)業務対象図



エントランス広場の松群

帰真園 約7600㎡

富士見台 約660㎡

小富士 約80㎡

別紙3「履行箇所及び履行回数一覧表」

園名 (所在地)	定期保守管理 【特記仕様書 3-5】 (1)+(3)+(4)	全体保守管理 【特記仕様書 3-5】 (1)+(2)+(3)+(4)	簡易清掃 【特記仕様書 3-5】 (5)	点検施設	面積(m ²)深さ(cm)等 給水方式
二子玉川公園掃真園(流れ・池) (玉川1-16)	4回	4回	4回	制御盤・自動給水装置・ろ過機・ろ材・ 流れ・池・吐水口1箇所・ピット 5.5kw×1 3.7kw×3 0.75kw×1	池690m ² 深さ15cm 流れ160m ² 深さ10~15cm ピット容量 23.0t 電極棒 電磁弁